

金融庁

- 地域資本市場育成のための投資家教育プロジェクトとの
連携事業P.1

- 地域密着型金融の推進.....P.2

- 創業・新規事業支援等を含む金融仲介機能の強化に関する
調査・研究.....P.3

施策名	地域資本市場育成のための投資家教育プロジェクトとの連携事業										予算		税制	法制度	予算額(百万円) 上段:平成26年度当初 (下段:前年度当初予 算)	0 (0)			
											公共	非公共							
施策の位置付け (該当に○印)	(2)(1)以外であって地域活性化の取組を継続・発展させていく施策										区分(新規・継続・変更)								
	(1)日本再興戦略を踏まえ、地域経済活性化の観点から有効と考えられる施策										①地域の主体的な取組みへの支援(担 い手育成、地域資源の活用等への支援)		②地域間の交流・連携の推進			③地域の生活や産業の基盤整備		継続	
	-										○		-			-		継続	
	日本再興戦略 (平成25年6月14日閣議決定)										骨太の方針 (平成25年6月14日閣議決定)		地域経済に関する有識者懇談会 報告書(平成25年9月13日とりまとめ)			根拠法令等		-	
概要 (支援の仕組み 等)	<p>「地域再生推進のためのプログラム」(平成16年2月27日地域再生本部決定)では、国が講ずるべき支援措置の1つとして「投資家教育プロジェクトとの連携」が盛り込まれているところ。この事業は、本支援措置を内容とする地域再生計画の認定を受けた自治体に対し、金融庁職員を講師として派遣するなどの支援を実施。</p>																		
支援対象者 (実施主体)	地方公共団体(都道府県、市町村 等)																		
支援内容 (単価・水準等)	<p>「地域再生推進のためのプログラム」(平成16年2月27日地域再生本部決定)では、国が講ずるべき支援措置の1つとして「投資家教育プロジェクトとの連携」が盛り込まれているところ。この事業は、本支援措置を内容とする地域再生計画の認定を受けた自治体に対し、金融庁職員を講師として派遣するなどの支援を実施。</p>																		
想定する具体的 効果	本支援措置を内容とする地域再生計画の認定を受けた自治体に対し、金融庁職員を講師として派遣するなどの支援を実施し、地域密着型金融が深化・定着するための動機付けとする。																		
支援手続 (申請～交付決 定)	<p>支援を受けるまでの手順は、以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○地方公共団体が地域再生計画の認定申請をし、内閣府が計画を認定 ○地方公共団体より、内閣府へ予算要望 ○内閣府において予算配分計画を作成し、関係省庁に移替 ○移替先省庁より、地方公共団体に内示 ○地方公共団体より、移替先省庁に交付申請 ○移替先省庁より、地方公共団体に交付 																		
変更のポイント	-																		
分類 (該当に○印)	地域類型の区分				施策類型の区分														
	大都市	地方都市	農山漁村	集落	地域産業、IT バージョン	農林水産業	食文化・食産業	6次産業化	まちづくり 地域交通	地域コ ミュニ ティ	観光、 地域間 交流	地域文 化の保 護	地域医 療、福 祉・介護	子育て、 女性・若 者活躍 促進	教育	ICT、情 報通信	コンテ ンツ	環境・ エネル ギー	その他
	○	○	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-	-	-	-
省庁名	金融庁																		
担当課室	総務企画局政策課										電話(直通)		03-3506-7041						
URL																			

施策名	地域密着型金融の推進													予算		税制	法制度	予算額(百万円) 上段:平成26年度当初 (下段:前年度当初予算)	1 (1)
														公共	非公共				
位置付け (該当に○印)	(1)日本再興戦略を踏まえ、地域経済活性化の観点から有効と考えられる施策	(2)(1)以外であって地域活性化の取組を継続・発展させていく施策											区分(新規・継続・変更)						
		①地域の主体的な取組みへの支援(担い手育成、地域資源の活用等への支援)			②地域間の交流・連携の推進			③地域の生活や産業の基盤整備							継続				
該当ページ、 行を記入)	日本再興戦略 (平成25年6月14日閣議決定)	骨太の方針 (平成25年6月14日閣議決定)			地域経済に関する有識者懇談会 報告書(平成25年9月13日とりまとめ)					根拠法令等		-							
	-	-			-														
概要 (事業の仕組み、 内容、効果等)	地域密着型金融が深化・定着するための動機付けや環境整備を図るとともに、金融機関間の知見やノウハウの共有に資する観点から、全国各地で地域金融機関が自らの地域密着型金融の取組を説明し、地域関係者(中小企業経営者や自治体、商工会議所等の関係団体)が議論、評価する会議(シンポジウム)を開催。併せて、先進的な取組みや広く実践することが望ましい取組みについて顕彰などの施策を実施。																		
変更のポイント																			
分類 (該当に○印)	地域類型の区分				施策類型の区分														
	大都市	地方都市	農山漁村	集落	地域産業、IT バージョン	農林水産業	食文化・食産業	6次産業化	まちづくり 地域交通	地域コ ミュニ ティ	観光、 地域間 交流	地域文 化の保 護	地域医 療、福 祉・介 護	子育て、 女性・若 者活躍 促進	教育	ICT、 情報通 信			コンテ ンツ
	○	○	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○
省庁名	金融庁																		
担当課室	監督局銀行第二課、総務課協同組織金融室											電話(直通)		03-3506-7096 03-3506-6142					
URL	平成25年度 地域密着型金融に関する会議(シンポジウム)の開催について http://www.fsa.go.jp/news/25/ginkou/20140129-1.html 平成25年度 地域密着型金融に関する取組みへの顕彰について http://www.fsa.go.jp/news/25/ginkou/20140401-2.html																		

施策名	創業・新規事業支援等を含む金融仲介機能の強化に関する調査・研究													予算		税制	法制度	予算額(百万円) 上段:平成26年度当初 (下段:前年度当初予算)	19 (-)
														公共	非公共				
施策の位置付け (該当に○印)	(1)日本再興戦略を踏まえ、地域経済活性化の観点から有効と考えられる施策		(2)(1)以外であって地域活性化の取組を継続・発展させていく施策										区分(新規・継続・変更)						
	○		①地域の主体的な取組みへの支援(担い手育成、地域資源の活用等への支援)			②地域間の交流・連携の推進				③地域の生活や産業の基盤整備			新規						
	日本再興戦略 (平成25年6月14日閣議決定)		骨太の方針 (平成25年6月14日閣議決定)			地域経済に関する有識者懇談会 報告書(平成25年9月13日とりまとめ)				根拠法令等		-							
	54頁、9~12行		18頁、32~33行			-													
概要 (事業の仕組み、内容、効果等)	<p>デフレ脱却のため、金融機関が、金融仲介機能の一層の発揮を通じ、創業・新規事業支援など地域経済の再生・活性化を図るために積極的に貢献していくことが重要。このような金融機関の取組みを促進し、支援していく観点から、金融機関における貸出しリスクの判断や支援の参考となり得る情報の収集、ノウハウの蓄積及び欧米における金融機関の連携・提携等に関する当局の規制、税制上の取扱いや具体的実例等の調査研究等を行う。</p>																		
変更のポイント																			
分類 (該当に○印)	地域類型の区分				施策類型の区分														
	大都市	地方都市	農山村	集落	地域産業、II ページ	農林水産業	食文化・食産業	6次産業化	まちづくり 地域交通	地域コミュニティ	観光、 地域間交流	地域文化の 保護	地域医療、 福祉・介護	子育て、 女性・若 者活躍 促進	教育	ICT、 情報通信			コンテ ンツ
省庁名	金融庁																		
担当課室	監督局 銀行第二課											電話(直通)		03-3506-6674					
URL	-																		